イギリス 1908 年児童法と H・サミュエル
――自由帝国主義と児童政策――

教育哲学・教育史研究室　寺　崎　弘　昭

Children Act of 1908 and H. Samuel
――Liberal Imperialism and Child Policy――

Hiroaki TERASAKI

In this paper, the writer has attempted to clarify the relation between the Children Act of 1908 and Liberal Imperialism.

The Children Act of 1908, which was called the 'Children's Charter', has been considered to be a representation of the idea that children should be protected and educated for their own sake, or to be based on the rights of children. But it was brought in by Herbert Samuel whose thought was that of the Liberal Imperialist. Samuel was the Under-Secretary of the State for the Home Department, and was a New Liberalist and a 'True Imperialist'.

A special feature of Liberal Imperialism consisted in the link between imperialist expansion abroad and social reform at home. Samuel attached importance to social reform from the Imperial point of view. He tried to establish one large comprehensive measure for children which would produce a good wealth-producing machine, a good colonizing agency, and a good fighting machine. The Children Act of 1908 formed a link in the chain of his one large comprehensive measure for children. It was a measure to produce an 'Imperial race', and was not based on the rights of children.

はじめに
I　H・サミュエルと自由帝国主義
II　1908 年児童法の基本性格
むすびにかえて

は じ め に

1908 年，キャンベル－バナマン (Campbell-Bannerman, H.) およびアスキス (Asquith, H.H.) 自由党内閣の下において，児童法 (The Children Act of 1908, 8. Edw. VII, c. 67) が成立した。この 1908 年児童法は，当時，「児童憲章 (The Children's Charter)」と呼ばれ，議会においてもまた児童福祉家によっても幅広い支持を得た。[1)]

これまでの教育史研究においては，いわゆる児童福祉の領域に属すると思われる 1908 年児童法のようなものを視野に入れようとする試みは皆無に等しい。しかし，19 世紀(とりわけ 1870 年以前) の民衆教育を対象とした教育史研究が，授産学校 (Industrial School)・矯正学校 (Reformatory School) をとり上げてきており[2)]，実は，1908 年児童法の 3 分の 1 以上がそれら授産学校・矯正学校のための規定であることを考えてみれば，教育史研究が 1908 年児童法を視野に入れないことの方が不可思議でさえあるのである。

1908年児童法を視野に入れようとするものが皆無に等しい教育史研究の中にあって，1908年児童法を教育史の中に大きく位置づけようとしたのが菅野芳彦氏である。氏は，次のように述べている。

「誰のための教育か，という問いに対し，こんにちならば誰もなんの異論もなく，『子どものため』のものとする，この当り前の原理に到達するまでの道筋を，初歩教育の義務制化の過程と関連させながらたどってき

たのであるが，この道筋はさらにいっそう深化され，真に『教育が子どものため』のものとする認識を深め……前進がつづけられるのである。こうした中で公布されたのが，1908年の『児童憲章』(The Children Act, 1908)である。この児童憲章は，初歩教育の国民教育制度化が成就されるための思想的背景として，非常に重要な役割を果たしている……。」[3]

つまり，氏は，「イギリスにおける国民教育制度の展開を，児童・生徒に対する教育権の制度的保障という一定の視点から一貫してとらえる」[4] ことを自らの課題とし，イギリス国民教育制度の展開過程において，1908年児童法は重要な役割を果たした，と考えるのである。というのは，1908年児童法には「『児童のため』にこその監護，後見，教育がなされるべきであるという理念が，明白に表明されて」[5] おり，そして，「『子どものため』『子どもの福祉』の考慮が至上・最高なものとして最前面に押し出されたとき，はじめて国民教育に確実な基礎が置かれたことになり，かくして就学年限の延長も，中等学校教育の義務制化も世論の強力な支持をうけるに至るものであろう」[6]，からである。それ故に，「『児童憲章』は，初歩教育が国民教育として制度化される上での児童観を考えるのに，重要な役割を果たしている」[7]，というのである。

このように，菅野氏にあっては，イギリス教育史はまがりなりにも教育権の制度的保障が展開される過程として把えられ，その児童観的基礎――「子どものため」――が1908年児童法によって据えられた，と考えられる。

われわれは，1908年児童法は「初歩教育が国民教育として制度化される上での児童観を考えるのに，重要な役割を果たしている」という菅野氏の指摘を，20世紀前半の歴史的制度的事実の問題として認めようと思う。しかしながら，1908年児童法の児童観は，はたして，「『児童のため』にこその監護，後見，教育がなされるべきであるという理念」を表明するようなものであっただろうか。また，そうであったとしても，その理念はただ理念のレベルだけで文字どおりに受けとって肯定的に評価できるものなのだろうか。実はそれは，究極的に「児童のため」ということを裏切る思想の中に位置づけられていたものではなかったのだろうか。

こう考えてくると，菅野氏の『イギリス国民教育制度史研究』の中に，とりわけ1870年以降の叙述の中に，法律作成者の思想あるいは支配階級の思想とのからみで，成立する法律を分析するという視角が鮮明でないこと，が気になってくるのである。一般的に言って，成立をみる法律は，支配階級の思想と論理の構造の中に位置づいているはずである。その構造の中にどのように位置づいているものなのか，ということを見定めることなしには，ある制度の意義を評価することはできないのではないだろうか。

というのも，1908年児童法は当時の内務次官(Under-Secretary of State for the Home Department)「サミュエル氏の賛美すべき作品 (Mr. Samuel's admirable work)」[8]であり，そのハーバート・サミュエル (Herbert Samuel, 1870-1963) は，「キャンベルーバナマンがサミュエルを自由帝国主義者たち(Liberal Imperialists)と同一視した」[9] のもあながち誤りではない，自由主義者でありかつ帝国主義者であるという人物だったのだからである。つまり，自由帝国主義者の代表的人物であるアスキス内閣の下で最終的に1908年児童法が成立したことにも象徴されているように，1908年児童法は，自由帝国主義的思想の中に位置づけられたものであり，自由帝国主義的児童観の直接の表現だったのである。とすれば，われわれは，1908年児童法の児童観を，自由帝国主義的思想の枠組みの中にどのように位置づけられているのか明らかにするという視角で，分析するということを欠かしてはならないだろう。本稿の課題は，そのような分析を遂行することにある。すなわち，1908年児童法を自由帝国主義的思想の枠組みの中で理解し，そのことによって，自由帝国主義的児童観・児童政策とは何かということを明らかにすることにある。

I. H・サミュエルと自由帝国主義

A. 自由帝国主義と社会改革

世界市場におけるイギリスの地位低下の傾向に対する危機意識を背景に，帝国主義者チェンバレン(Chamberlain, J) は1903年，関税改革運動を展開した。それは帝国特恵政策・保護貿易政策の導入という，これまでのイギリスの自由貿易政策に対立する，新たな提案であった。これに対し，これまでの自由貿易政策を堅持しつつも，イギリスの繁栄維持増大と帝国統合推進というチェンバレンの目的には賛成する，というのが自由帝国主義(Liberal Imperialism)の立場であった。つまり，目的においてはチェンバレンと同じ帝国主義でありながら，しかし手段としての自由貿易政策は崩さない，というのである。もちろんこれは，チェンバレンと同じ危機意識―世界市場におけるイギリスの地位低下に対する危機意識―を共有していた。

自由貿易を前提にしかもチェンバレンと同じ危機意識と目的を共有するということは，自由帝国主義をして，

二つの方向での政策を必然ならしめた。一つは,「関税的基礎に基づく帝国統合ではなく，帝国協議機関 councils of Empire 具体的には Council of Imperial Defence の如き機関により帝国統合を政治的軍事的路線で解決せんと」[10] することであり，二つには,「国家的効率 National Efficiency」増大の名のもとに，母国イギリスの繁栄維持増大のために対外競争力強化を計ることであった。そして，ここで最も注目されたのが，労働者教育・労働者住宅改善・節酒 (temperance)・救貧法改正などの社会改革 (social reform) に関する問題であった。

こうして，自由帝国主義者たちによって,「海外における帝国主義的膨張と国内における社会改革との結合」[11] が，とりわけ強調されることになった。このような結合の下での「社会改革」は，独占段階における新たな社会問題の激化と革命の可能性という状況の中で，資本輸出による世界の略奪によって得られた巨大な超過利潤の一部で社会問題への対策の手直しを行なうことによって革命を回避するという側面をもっている。そもそも，帝国主義者セシル・ローズ (Rhodes, C.) の次のような言葉にみられるように，帝国主義政策そのものが国内矛盾を国外へそらすために必要だという認識が，帝国主義者によって表明されていたのである。

「私はきのうロンドンのイースト・エンド(労働者街)にいき，失業者たちのある集会を訪ねた。そして，そこで，ただ，パンを，パンを，と絶叫しているだけの荒っぽい演説を聞き，家にかえる途中でそのときの光景をよく考えてみたとき，私はいままでよりもっと帝国主義の重要性を確信するようになった。……私の胸に秘めた理想は社会問題の解決である。すなわち，連合王国の 4000 万の住民を血なまぐさい内乱から救うためには，われわれ植民政策家は，過剰人口の収容，工場や鉱山で生産される商品の新しい市場を手に入れるために，新しい土地を手に入れなければならない。私がいつも言っているように，帝国とは胃の腑の問題である。もし内乱を欲しないなら，諸君は帝国主義者にならなければならない。」[12]

しかしながら，自由帝国主義においては,「社会改革」は，単に社会問題への対策の手直しによって革命を回避するということにとどまらず，むしろ積極的な内容をもって提示される。自由帝国主義者ローズベリー (Rosebery, L.) は,「わが国のような帝国は，その第一の条件として帝国的民族 (imperial race) 一活力に溢れ勤勉で勇敢な民族一を必要とする。相変わらず存在し続ける貧民窟やスラムの中では，帝国的民族は育成され得ない。」[13] と述べた。ここにみられるのは，社会改革を通して帝国的民族を形成することにより，帝国統合推進と対外競争力の強化という二つの目的を完遂しようという見解である。社会改革は，労働者階級を帝国主義体制に組みこむための積極的手段であり,〈帝国的民族〉を創出する手段であった。自由帝国主義者たちによって「教育がブリテンの商業的地位の後退を食い止める試みの基石であるとされた。」[14] のも，またその文脈においてであり，そのためにのみ国家干渉とそれを補強するボーイ・スカウトなど「民間」の運動とが展開されたのである[15]。

B. H・サミュエルと自由帝国主義

前節では，自由帝国主義の思想を概観し，それがいかに社会改革および教育を〈帝国的民族〉創出の積極的手段として高く位置づけたか，またそうしなければならなかったのか，について指摘した。本節はH・サミュエルの思想を検討することが課題であるが，その課題を，サミュエルと自由帝国主義との関係を論じるというしかたで果たしていこうと思う。結論を先に言えば，サミュエルの思想を自由帝国主義の思想から区別するのは不可能である，ということである。

何故，サミュエルと自由帝国主義との関係を論じることを重視しなければならないのか。それは,『自由帝国主義者たち (The Liberal Imperialists)』(1973) の著者マシュー (Matthew, H.C.G.) の次のような指摘があるからである。

「彼らの帝国主義 [自由帝国主義] の社会改革的側面は，[彼らの組織] 自由主義同盟 (Liberal League) の帝国主義的側面を不必要だとは思っているがそれに対してまったく反感をもっているというわけではなかった多数の自由党員と，彼ら [自由帝国主義者たち] とを結びつけた。」[16] ([ ] 内は筆者。以下同様。)

ここでマシューが言わんとしていることは,「海外における帝国主義的膨張と国内における社会改革との結合」を強調した自由帝国主義の，その社会改革の強調の側面に呼応した，帝国主義者でない自由主義者がいたということである。ところで，その際われわれにとって問題になることは，マシューが，そのような自由主義者の例として『自由主義 (Liberalism)』(1902) の著者 H・サミュエルを挙げていることである。

確かに，自由帝国主義者たちの組織である自由主義同盟 (Liberal League) に所属しているかどうかで判断するならば，サミュエルは自由帝国主義者ではない，と判断できるかもしれない。しかし，サミュエルが「自由主義同盟の帝国主義的側面を不必要だとは思っているがそれに対してまったく反感をもっているというわけではな

かった」自由主義者である，と規定することは，思想に立ち入った内容的規定であって，自由主義同盟への所属・非所属を問う問題とは自ずからレベルを異にする問題である。

サミュエルは，「帝国主義的側面を不必要だと思っていた」だろうか。単に帝国主義「に対してまったく反感をもっているというわけではなかった」というような思想の持ち主にすぎなかっただろうか。問題は，帝国主義に対するサミュエルの態度如何，ということになる。そのことを念頭において，彼の思想の内容に立ち入っていくことにしよう。

1902年に出版されたサミュエルの著書『自由主義』に，自由帝国主義の代表的な人物アスキスの「序文」が付されたことは，サミュエルと自由帝国主義との親密性を暗示しているように思われる。アスキスは，その「序文」の最初に次のように述べている。

「この著書は，包括的に且つコンパクトに，現代の政治の最もさし迫った問題への適用において，自由主義の原理の再説（restatement）を提供することによって，大いに感じられている欠落を満たしてくれるように私には思われる。」[17]

しかし，ここで言われる「自由主義」は，もはや旧来の自由主義ではない。「古い資本主義から新しい資本主義[帝国主義]への転換」[18]に呼応して古い自由主義（Old Liberalism）は新しい自由主義（New Liberalism）への変貌を遂げねばならない。まさにそのような課題をもって書かれたものが，サミュエルの『自由主義』であった。したがって，『自由主義』は，単なるこれまでの「自由主義の原理の再説」ではなく，新自由主義の原理の展開とその具体的応用を課題としていたのである。もちろん，アスキスの言う「自由主義」もまた新自由主義であった。

この新自由主義の哲学的基礎を与えたものは，T・H・グリーン(Green)らのオックスフォード学派であった。オックスフォード学派の観念論哲学・新ヘーゲル主義はJ・S・ミルやH・スペンサーの原子論的個人主義的功利主義に反対して，社会を通しての個人の実現を強調し，人民の意志の体現者としての国家の有機体的性質という新しい考えを提出し，そのコロラリーとして，社会改革における国家の積極的活動を望ましいものとして擁護した[19]。そしてその際，「開明的な国家の行為規準は『効率性 efficiency』である」[20]とされたのである。このようなオックスフォード学派の哲学，とりわけグリーンの哲学は，直接サミュエルの思想に反映された。サミュエルの伝記執筆者ボウル（Bowle, J.）は，次のように書いている。「18歳のとき，サミュエルは[オックスフォードの]ベイリオル（Balliol）学寮に入った。……ベイリオルでの影響は，永久的で且つ決定的であった。とりわけ，彼の政治的経歴が始まる1902年に出版された，自由主義の理論と実践に関する彼の価値ある本は，大部分，グリーンの理念の再説・敷衍である。」[21]

実際，サミュエルが提示した『自由主義』の「第一原理」は，「国家は良い生活（good life）へ向けての妨害物を除去すべきである，とグリーンが述べていたこと」[22]と著しく類似している，とボウルは言う。そのサミュエルの「第一原理」とは，彼が次のように述べていた事柄である。

「もし我々がその[自由主義の]教理を一つのセンテンスで表現することを試みるならば，おそらく次のような言葉で最も良く公式化できるだろう。——最良の生活（the best life）をおくる可能な限りの機会を，その全ての構成員およびそれが影響を及ぼすことのできる他の全ての人々に対して保障すること，それが国家の義務である。」[23]

「国家は，人民の道徳的・物質的状態を高めるためにすることができることを，なすべきである。」[24]といってもよいであろうこの「第一原理」は，それによって全ての自由主義の体系が説明され得るものとして定位されているわけだが，明らかに古い自由主義とは対立するものであり，それ故にサミュエルは先ず，自然陶汰・生存競争を前提とするスペンサーの政治的ダーウィニズムと国家不干渉を主張するレッセ・フェールとを批判するところから始めなければならなかった。

われわれはここで，その批判の論理に深く立ち入る必要はない。ここでは，次の三つのことに注目しておけば十分である。

第一に，「動物にあっては，無能者(the incapable)は破滅によって取り除かれるが，人間にあっては，無能者はその無能性の治療と予防（curing and preventing）によって取り除かれる。」[25]つまり，「適者（the fit）になる可能性を拡大する」[26]ことが必要だ，とサミュエルが述べたことであり，第二に，古い自由主義の時代と違って国家はますます社会を代表するようなもの（representative）になってきており，「共同体の代理人(agent of the community)」[27]としての能力を高めている，という彼の認識である。そして第三は，「第一原理」が彼のいわゆる「倫理学」に基礎づけられている，というその基礎づけられ方である。すなわち，最良の生活（best life）をおくることおよび他人が最良の生活をおくるのを援助することは人間の義務である，ということを前提に，サミュエル

は次のように「第一原理」を基礎づけている。

「もしこれが個人の義務であるならば，社会の義務は，それに対応して，価値ある生活をおくるためにその構成員及びその影響下にある他者を援助することでなければならない。けだし，我々は，それを構成している人間の目的と異なる目的をもっている社会を想像することができないからである。そして，もしそのようなことが社会の義務であるならば，それはまた国家の義務でなければならない。けだし，国家とは，共同的行為の目的のために組織された社会以外の何物でもないからである。」[28]

ここにみられるのは，個人と社会と国家との対立を顧慮せず，個人と社会と国家との有機的一体性を前提として，国家を倫理的に基礎づけられた倫理的存在として見ようとする，サミュエルの国家観である。そこでもサミュエルは，「国家は道徳目的によって生命を与えられた道徳的存在である。」[29]と考えていた T・H・グリーンと相通じていた。

このように，サミュエルにおいて，倫理的存在たる国家が「治療と予防」によって人民を「適者」にしたてあげそのことによって社会の進歩を確保する，という主題が形成される。そして，そのような国家の行為は，何よりも，社会改革と教育の領域においてその成果を発揮しなければならない。サミュエルが述べているように，教育は「第一の政治的重要性」[30] をもっており，また「我々の第一原理は，明確に且つ直接に，社会改革 (social reform) に通じている」[31] のである。

さて，以上のようなサミュエルの論理において高く位置づけられた社会改革・教育の性格は，それが導かれた「第一原理」がどのような性格のものであるか，にかかっている。そして，その「第一原理」の真の性格は，その帝国主義への適用において最も端的に示されることになる。

サミュエルは，「帝国は善事を行なう力 (beneficent force) であり，その善はそれから生ずる悪をはるかに凌駕しており，その将来の発展は人類の進歩を手助けするよう運命づけられている。」[32]と考えている。さらに彼は，次のように述べてはばからない。「我々は次のように言ってよいだろう。自由党は全体として本質的に帝国主義者なのである。」[33]私の主張するところは，「真の帝国主義 (true Imperialism)」[34] であり，「有用な帝国主義 (useful Imperialism)」[35]である，と。

すでに，サミュエルの思想が，「帝国主義的側面を不必要だとは思っているがそれに対してまったく反感をもっているというわけではなかった」(マシュー) というようなものでないことは余りにも明白である。彼は，「真の帝国主義」者であった。

しかし自由主義者でもあるサミュエルは，他国の人民の自由と独立ということと帝国主義を推進することとの間にある矛盾を解いてみせねばならない。その際に適用される原理が，実は，彼の「自由主義」の全体系を説明するために最初に定位された「第一原理」なのである。

「或る人民にとっては価値あるものではあるが，独立は，最高の善ではない。政治の究極の目的は，最良の型［生活］へ向けての進歩のために人々を助けること［――第一原理］より狭いどのようなものでもない，と自由主義者は考えている。自由を持たなければ，どのような人民もその目標に到達することはできない。しかし，規制されない自由が，それを促進するものであるよりはむしろ障害であるような発展段階があるものである。未開の民族は，もし或る期間若しくは長期間，文明の教授と交換に自己統治の権利を引き渡すならば，最も繁栄するのである。」[36]

「最良の生活をおくる可能な限りの機会を保障することが国家の義務である。」とした「第一原理」のいわゆる「国家の義務」とは，イギリス本国およびイギリス植民地の人民に対するものであった。だがそれは，自由を政治の究極の目的から外し，おくれた人民にとって自由は「最良の生活」に達する妨害物でさえある，という議論を展開するためのものであった。「第一原理」の真の性格がこういうものである限り，その「第一原理」から演繹され政治的に重視された社会改革と教育とは，決して人民の自由な発達を保障するものではなく，帝国主義的国家目的に適合的な「適者」――〈帝国的民族〉――を育成する「治療と予防」の手段にとどまらざるを得ないのである。

そのことを，サミュエルが，帝国の防衛のための軍事強化を論じる中で，社会改革を重視していることに見てとることができる。すなわち，彼は，ボーア戦争の始まる 1899 年に兵役志願者の 32% が身体不適性 (physical unfitness) によって除外されたことなどを契機として，徴兵制 (Conscription) 制定要求が高まってきているのに反対しつつ，次のように述べて，帝国防衛のための軍事力強化の手段として社会改革・教育を位置づけた。それは，「徴兵制よりも経済的な身体更生政策 (policy of physical regeneration)」[37] であった。

「発育不全で栄養不良で無知な労働者からなる民族は，効率的な兵士や水夫をつくり出すことはできない。国民は，もしそれが良い素材で作られているのでなければ，良質の富の生産機械や良質の植民力にならないと同様，良質の戦争機械 (fighting machine) には

ならないだろう。より良い土地立法によって地方の人口の増大を促進すること，より良い酒類販売免許法によって人民の節酒を改善すること，より良い家屋法によって人民の環境を改善すること，そしてより良い教育法によって人民の知性を改善することは，単なる軍事力の数における増大よりも，陸・海軍の効率 (efficiency) を高めるだろう。」[38]

以上のように，自由主義——正確には新自由主義——と帝国主義とを結合する自由帝国主義の思想の枠組みを，サミュエルもまた保持しそれを積極的に展開していた。そして，サミュエルの思想，つまり自由帝国主義的思想の中では，〈帝国的民族〉育成のための「治療と予防」をあらゆる社会「改革」を通じて行なっていくことが急務とされていた。「サミュエル氏の賛美すべき作品」である1908年児童法もまた，そのような積極的施策の一環として位置づけられていたのである。

II. 1908年児童法の基本性格

1908年児童法は，その正式な名称を，「児童・少年の保護，矯正学校・授産学校，少年犯罪者に関する法令を統合・改正し，あわせて児童・少年に関する法令を改正するための法律 (An Act to consolidate and amend the Law relating to the Protection of Children and Young Persons, Reformatory and Industrial Schools, and Juvenile Offenders, and otherwise to amend the Law with respect to Children and Young Persons)」といい，6部・134条から成るものである。第1部は「幼児保護 (Infant Life Protection)」，第2部「児童・少年虐待の防止 (Prevention of Cruelty to Children and Young Persons)」，第3部「少年の喫煙 (Juvenile Smoking)」，第4部「矯正学校・授産学校 (Reformatory and Industrial Schools)」，第5部「少年犯罪者 (Juvenile Offenders)」，そして第6部「総則 Miscellaneous and General)」，というのが各部の表題である。なお，この児童法は，16歳未満の児童を対象としているが，7歳未満を「幼児 Infant)」，14歳未満を「児童 (Child)」，16歳未満を「少年 (Young Person)」としている(1条・131条)。

A. 児童諸政策の統合

1908年児童法の正式名称にみられるように，1908年児童法の目的の一つは，それまでの児童に関する諸法律を整理・統合 (Consolidation) することにあった。すなわち，第1部は1897年幼児保護法 (Infant Life Protection Act) を，第2部は1904年児童虐待防止法 (Prevention of Cruelty to Children Act) を，そして第4部は1854年矯正学校法 (Reformatory School Act)・1857年授産学校法 (Industrial School Act)・1876年初歩教育法 (Elementary Education Act) の一部など計19の法律を母胎にして，それらを整理・統合したものが1908年児童法であった。もちろん，第3部「少年の喫煙」，あるいは第2部13条（酩酊して3歳未満の嬰児と臥床中，嬰児を窒息死させた場合，虐待罪 offence of cruelty にとわれる。）および第5部など，それまでになかった新たな規定が盛りこまれていることは事実である。そして，議会での討論は，そのような新たな規定に集中した。しかしながら，われわれは，先ず児童に関する諸法律の統合化という中に，1908年児童法の新しさを見ることを忘れてはならない。それは，児童諸政策が児童政策という一まとまりのものとして統合化・体系化されんとする法制史的発起点の年代を示しているからであり，したがって，われわれは，1908年児童法における統合を支える理念がどのようなものであるかを明らかにすることによって，成立する児童政策の本質を明らかにすることができるのである。1908年児童法に盛りこまれた新たな規定に関する論議を分析するのも，1908年児童法における児童諸政策の〈統合〉を支える理念を明らかにするために他ならない。

もちろん，1908年児童法において児童政策という一まとまりの包括的な体系が実現した，と言うのは誤りである。1908年児童法には，既に見たように，児童労働・教育などの問題は欠けており，児童に関する包括的な法律ということはできない。しかしながら，1908年児童法が「児童の諸局面を全体的に把握する方向をもつ立法」[39]であったことは否定できないのである。

1908年児童法の立案者サミュエルは，1908年2月10日下院の第一読会において，児童に関する「一つの大規模で包括的な施策 (one large comprehensive measure)」[40]の確立が必要であり，「児童に関する法」としての児童法には教育・児童労働・児童の飲酒規制の問題も含めたかった，とした上で，「我々が［児童法に］含めたかったのだが除くことを余儀なくされた主題が他にもある。」[41]と述べた。このサミュエルの発言に明らかなように，1908年児童法は，児童の生活の諸局面を全体的に把握しようとする包括的政策の萌芽としてその一部が立法化されたものであった。それ故にわれわれは，1908年児童法の本質を明らかにすることによって，児童に関する包括的政策の本質も明らかにすることができるのである。

B. 〈帝国的民族〉の育成

1908 年児童法に関する議会での討論が，1908 年児童法において新たに加えられた諸規定に主に集中したことは既に述べたとおりである。すなわち，第 3 部「少年の喫煙」・第 2 部 13 条などが主に討議の対象とされ，「一般的原理に関しては反対者はいない。」[42] という状態であった。したがって，「一般的原理」を構造的に提示する発言は皆無と言ってよいが，しかし，われわれは第 3 部および第 2 部 13 条に関する発言からその「一般的原理」の何たるかを知ることができるのである。

第 2 部 13 条の規定は，以下のとおりである。

「16 歳未満ノ者，3 歳未満ノ嬰児ト共ニ臥床中，之ヲ窒息（疾病ニ因ル窒息，又ハ該嬰児ノ咽喉若ハ気管中ニ外物逼塞ニ因ル窒息ヲ除ク）死ニ致シタル場合ニ於テ，其ノ臥床セントスルニ際シ，酩酊シ居リタルコトノ証明アリタルトキハ，本章ノ適用ニ付テハ，幼少年者ニ対スル注意ヲ怠リ，因テ之ヲ健康上傷害ノ虞アル状態ニ置キタルモノト看做ス。」[43]

つまり，酩酊して嬰児に添寝している時，嬰児に被いかぶさり（overlying）窒息死させると，虐待罪にとわれ罰金・懲役が課される，というものである。

13 条が，何故に，児童法に盛りこまれねばならなかったのか。たとえば，マクリーン（Mr. Maclean）という人物は，この 7 年間で overlying による死亡者が 9,500 人にのぼっており，「それは，国家がどうにかしなければならない漠大な国民的損失（national loss）である。」[44] と述べた。このマクリーンの「国民的損失」という言葉は，次のような発言を重ね合わせれば，より正確に理解されるだろう。

「我々が国民の幼い生命を守ることは重要なことだ，と言われる時代に我々は生きている。我々は，将来役に立つ市民（effective citizens）になるだろう子どもたちの数を減少させる余裕などない地点に立っている。」[45]

子どもは「小さな軍隊（small army）」[46] だ。

「我々は人間の生命を浪費する余裕はない。我々は，子どもたちが成長し，この偉大な帝国の有用で奉仕的で有益な市民（useful, serviceable, and profitable citizens of this great Empire）になることに注目しなければならない。」[47]

ここでは，子どもは，帝国統合推進と国際競争力強化を支える「帝国の市民」のひな型として把えられている。それ故に，子どもの生命を浪費することはできないのであり，国家は子どもを親の虐待から守らねばならないのである。子どもは，国家の市民である幼児（infant who are citizens of the State」[48] なのである。

「小さな軍隊」という言葉が使われているように，子どもの保護が軍事力強化の手段として位置づけられていることを見逃がさないようにしよう。保護された子どもは，帝国市民として成長すること，とりわけ軍隊の中で活躍することが期待されている。

ミース伯（The Earl of Meath）は，若い者の現状を次のように嘆いてみせる。「今日の若い世代は甘やか（pampered）されている」，「彼らの何人が国防義勇軍（Territorial Force）に入隊しているのか」[49]，と。その点矯正学校はそうした要望に応えている，とレイ卿（Lord Leigh）が答える。矯正学校は，「平均して 3 年毎に 1000 人の若い兵士を供給している。」[50] 矯正学校は，その 58〜90% の少年を「善良な市民」に立ち直らせているのである[51]。

少年の喫煙を禁止する第 3 部も，また，以上のような理由から提起されたものであった。この第 3 部は，1903 年の「身体的不健全に関する委員会報告（Report of the Committee on Physical Deterioration）」に基づいて提案されたものであるが，そもそもその報告は，「1893 年から 1902 年の間に医学的検査を受けた 70 万人の新兵の 3 分の 1 以上が軍務に服するのに適しないと判断された」[52] ことなどを契機として作成されたものであり，軍事力強化対策の一環として第 3 部が位置づけられていることは明白である。

要するに，トーマス・ショー（Thomas Shaw）が 1908 年 3 月 24 日の下院で述べたように，1908 年児童法の諸規定は「帝国の観点から」[53] 有用であり，「国家それ自身の利益において必ずや正当とされる」[54] ものなのである。つまり，1908 年児童法は，「児童のため」ではなく「国家・帝国のため」，と位置づけられていた。そこでは，児童は，「偉大な帝国の有用で奉仕的で有益な市民」――〈帝国的民族〉――に形成さるべく保護されるのである。

C. 総合的青少年政策への志向と 1908 年児童法

われわれは既に，1908 年児童法の基本性格が，児童に関する諸政策の統合であり，その統合を支えるものは〈帝国的民族〉の育成という理念である，ということを明らかにしてきた。帝国主義段階において，「児童の諸局面を全体的に把握する方向をもつ立法」である 1908 年児童法が，自由帝国主義政策の一環として出現したのである。

サミュエルは，児童労働の問題やいわゆる教育の問題などをこの 1908 年児童法に含みこませ，できれば児童に関する「一つの大規模な包括的な施策」を確立したい

と願望していた。この1908年児童法は，したがって，サミュエルの言う「一つの大規模で包括的な施策」の一部として実現されたわけだが，それ故に1908年児童法の本質は「一つの大規模で包括的な施策」の本質である。その「一つの大規模で包括的な施策」がどのように構想されていたのか，1908年児童法（特にその第4部）に即して触れてみようと思う。

第4部は，矯正学校・授産学校に関する規定である。矯正学校は12～16歳の少年犯罪者を収容し（57条），授産学校は12歳未満の少年犯罪者および14歳未満のいわゆる虞犯児童を収容する（58条）ものである。矯正学校と授産学校は，共に19世紀中葉の犯罪対策機関として法令によって認められ補助されるようになったものであり，また1933年児童法（23 and 24., Geo. V, c. 12）によって認可学校（approved school）として統合されることにみられるように，両者とも刑罰的矯正装置であった。もちろん，刑罰的とは言っても，帝国主義段階に入り，矯正学校に収容される前に最低14日間監獄に収容されねばならないと定めていた1854年矯正学校法のpreliminary imprisonment条項が1899年矯正学校法によって廃棄されるなど，成人犯罪者からの児童の分離処遇が進み矯正機能の純化が推進されたが，しかし，それらが刑罰施設であることに変わりはなかった。因みに1908年児童法では，「少年犯罪者と常習犯との完全な分離」[55]がその原理として打ち出されており，少年裁判所（Juvenile Courts）の設置・留置所（places of detention）の設置・児童の懲役刑禁止などの規定が盛られている。こうして自由帝国主義の下で，「成人と子どもの分離」の完成が成立する。しかし，それらの施設は，サミュエルも認めているように，「準刑罰的」なものであることに変わりはなかったのである。

ここでは，授産学校と昼間授産学校（Day Industrial School，通学制で1日1回以上の食事が給される授産学校）とに注目してみよう。というのは，これらは，いわゆる教育法との関連を強くもっているからである。すなわち，58条6項は，「1876年初歩教育法第12条ノ規定ニ依リ，出席命令（attendance order）ヲ執行スルノ目的ヲ以テシタル地方教育官庁ノ告訴アリタルトキハ，……授産学校ニ収容スル」ことを規定しているのである。この規定は，そのまま昼間授産学校にも適用される。ところで，1876年初歩教育法とは，義務就学制を規定した法であり，その12条は就学を強制する手だてについて述べている箇所であり，その手だてとして授産学校，昼間授産学校に収容することを規定しているものである。したがって，1908年児童法と教育法とは，授産学校・昼間授産学校を媒介にして，明瞭に連関づけられていたと言うことができる。

ところで，サミュエルが「それ［昼間授産学校］は通常の授産学校と同様，準刑罰的（semi-penal）なものである。」[56]と述べているように（実は，「この法律［1908年児童法］で扱われている事業は多かれ少なかれ刑罰的性格を持つものである」[57]のだが。），授産学校も昼間授産学校も刑罰的矯正施設である。してみると，義務就学制（強制教育，compulsory education）が刑罰的強制・矯正装置によって支えられているという関係を基軸に，教育法と1908年児童法とは表裏一体のものとして体系化されている，と把えられねばならない。サミュエルの「一つの大規模で包括的な施策」の中に，このようなものとして，教育法と1908年児童法とは位置づけられていたのである。

もちろん，教育法と1908年児童法の関連はそのことにとどまらない。教育法の対象とする児童は当然にもそれ以前は幼児なのであり，その幼児を対象としているのが1908年児童法なのであるからである。

そう考えてみると，帝国主義段階に入って青年の問題が社会問題としてクローズ・アップされたことは注目に値いする。1908年という年は，青年をも含めた児童政策，つまり青少年政策の萌芽が出現した年であった。児童政策の確立の方向をもった立法が1908年児童法であったことは既に述べたが，更に，その1908年児童法はその同じ年に成立した犯罪予防法（Prevention of Crime Act, 1908）と密接に関連していた。というのは，1908年犯罪予防法は，16～21歳の青年犯罪者を収容するボースタル（Borstal）制を確立したのだが，それは青年問題対策の一環として採用されたものであり，また，ボースタルという名称が頭初の案では juvenile adult reformatories であったことにもみられるように，1908年児童法の矯正学校の対象年令を上に引き伸ばしたものであったからである。因みに，ボースタルという名称への変更は，サミュエルが行なったものである[58]。

こうして，帝国統合推進と国際競争力強化を目的として，海外における帝国主義的膨張と国内における社会改革との結合を強調する自由帝国主義的政策の枠組みの中で，嬰児から青年までのあらゆる発達段階を対象として，また学校・地域・家庭などあらゆる生活の場における子どもを対象として，「児童の諸局面を全体的に把握」しようとする志向が成立した。われわれは，そのような総合的青少年政策への志向の一端を，1908年児童法を通して垣間見たのである。

むすびにかえて

1908 年児童法は，自由帝国主義の思想の枠組みの中で「帝国の観点から」構想された総合的青少年政策の一環として積極的に打ち出されたものであった。したがって，菅野氏のように，1908 年児童法に「『児童のため』にこその監護，後見，教育がなされるべきであるという理念が，明白に表明されて」いる，と把えることはできない。少なくとも，究極の原理は，「児童のため」でなく「帝国のため」であり，児童は〈帝国的民族〉になるべく保護，矯正されたのである。

この 1908 年児童法の評価の誤りという点では，一番ヶ瀬康子氏の次のような一文も誤解されかねないものであろう。

「子どもを守り，子どもの権利を主張する運動は，多面的に広がりまた高まってくる。……それにともない児童に関する諸立法たとえば 1908 年のイギリスの『児童法』のように，児童の諸局面を全体的に把握する方向をもつ立法が成立するとともに，すべての児童を対象とした諸政策が一見，積極化する。……つまり，子どもの権利を起点としての社会保障および児童福祉政策が，出現してくるのである。」[59)]

1908 年児童法が「子どもの権利を起点として」いるものでないことは，既に明らかである。むしろ一番ヶ瀬氏は「一見子どもの権利を起点としているかのようにみえる社会保障および児童福祉政策が，出現してくるのである。」と書くべきであった。1908 年児童法は，本質的に子どもの権利と異質かつ対立的なものであった。

むろん，「児童憲章［1908 年児童法］は，初歩教育の国民教育制度化が成就されるための思想的背景として，非常に重要な役割を果たしている」という菅野氏の指摘は，「はじめに」でも触れたように，それ自体としては正しい指摘である。しかし，それは，現実の「国民教育」制度が，子どもの権利を擁護するためのものと「形式的に多くの類似性をもつにもかかわらず，その本質は，異質かつ対立的なものだということができる」[60)] という意味においてである。

さて，帝国主義は，国民を帝国主義体制にからめとり〈帝国的民族〉として形成するために，総合的青少年政策を志向する。そのような帝国主義の青少年政策総体の様相を明らかにするために，次のような課題があることを最後に一点だけ触れておこうと思う。それは，家庭の問題である。というのは，帝国主義段階における青少年を対象とした総合的体制内化政策の主要な新しい領域は，青年と家庭の問題ではなかろうか，と考えるからである。

青年の問題については，B・サイモンが「14 歳から 20 歳までの年令層に真剣に注意が向けられるようになったのは，幼少の子どもたちが学校教育を授けられるようになってからである。」[61)] と指摘しているように，帝国主義段階の新たな問題として現われたことが既に言及されている。1908 年のボースタル制の確立も，その一つの表われであった。そして地域においても，1908 年のバーミンガムにおけるボーイ・スカウトの発生にみられるような青少年運動が展開された。

だが，1908 年児童法に関わるさまざまな議論の中で最も注目されていたのは，家庭の教育力をどう体制内に組織するか，という問題のように思われる。そのような問題意識は，「性格（Character）が全てであり，性格は家庭でのみ訓練される。」[62)] というミース伯の発言に端的に示されている。そのことはまた，1909 年にいち早く 1908 年児童法を紹介するパンフレット『児童憲章（The Children's Charter）』（サミュエルの序文が付いている）を書いたイングリス（Inglis, M.K.）によって特に強調された。彼女は述べる。「子どもの訓練における大きな因子は，家庭と親である。」[63)]「家族は国家の真の基礎である。」[64)] と。こうして彼女によって，「家庭と親と子どもの三位一体（The Trinity of Home, Parent, Child）」[65)] の重要性が主張されるのである。帝国主義の児童政策は，この「三位一体」を掌握しなければ完結しないのである。その「三位一体」の掌握ということが，具体的にどのような内容と形式のものであるのか。総じて，帝国主義段階の子ども史・子ども政策史に迫るべく，家族史の最近の成果をふまえた研究を次の課題としたい。

（指導教官　宮澤康人助教授）

註

1) *Hansard's Parliamentary Debates*, Ser. 4（以下 Hansard's と略）, vol. 195, col. 228。また，Inglis, M.K., *The Children's Charter:* A sketch of the scope and main provisions of the Children Act, 1908. 1909. 参照。
2) たとえば，佐伯正一『民衆教育の発展』高陵社，1967, pp. 44-63, p. 131 参照。
3) 菅野芳彦「大英帝国の教育政策」（梅根悟監修『世界教育史大系 8—イギリス教育史 II』講談社，1974）p. 35。
4) 菅野芳彦『イギリス国民教育制度史研究』明治図書，1978, p. 283。
5) 同，p. 169。
6) 菅野芳彦，前掲論文，p. 38.
7) 菅野芳彦，前掲書，p. 169。
8) Jones, L.A.A. and Bellot, H.H.L., *The Law of Children and Young Persons*, 1909, p. ix. これは，当

時の内務大臣H・グラッドストーン(Herbert Gladstone)が寄せた「序文」の中での指摘である。
9) Bowle, J., *Viscount Samuel:* A biography, 1957, P. 61。
10) 関内隆「チェンバレン・キャンペーンをめぐる政党諸党派の自由貿易認識」『西洋史研究』新輯第6号, 1977, p.103。
11) Simon, B., *Education and the Labour Movement 1870-1920*, 1965, p.169 (成田克矢訳『イギリス教育史 II』亜紀書房, 1980, p. 187)。
12) レーニン (大崎平八郎訳)『帝国主義論』角川文庫, 1963, p. 111。
13) Semmel, B., *Imperialism and Social Reform:* English Social-Imperial Thought 1895-1914, 1960, p. 62.
14) Matthew, H.C.G., *The Liberal Imperialists*, 1973, p. 235.
15) Blanch, M., "Imperialism, nationalism and organized youth", in Clarke, J. et al. (ed.), *Working Class Culture:* Studies in history and theory, 1979. 参照。
16) Matthew, H.C.G., *op. cit.* p.236.
17) Samuel, H., *Liberalism*, 1902, p. vii.
18) レーニン (大崎訳), 前掲書, p. 65。
19) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店, 1971, p. 65。
20) Simon, B., *op. cit.*, p. 169 (成田訳, p. 188)
21) Bowle, J., *op· cit.*, p. 17.
22) *ibid.*, p. 38.
23) Samuel, H., *op. cit.*, p. 4.
24) *ibid.*, p. 3.
25) *ibid.*, p. 19.
26) *ibid.*, p. 20.
27) *ibid.*, p. 23.
28) *ibid.*, p. 6.
29) E・バーガー (堀豊彦・柚正夫訳)『イギリス政治思想IV』岩波書店, 1954, p. 46。
30) Samuel, H., *op. cit.*, p. 35.
31) *ibid.*, p. 11.
32) *ibid.*, p. 328.
33) *ibid.*, *p.* 344.
34) *ibid.*
35) *ibid.*
36) *ibid.*, p. 330.
37) *ibid.*, p. 373.
38) *ibid.*, pp. 377-378.
39) 一番ケ瀬康子「児童政策とは何か」(一番ケ瀬編『児童問題講座 1. 児童政策』ミネルヴァ書房, 1976) p. 7。
40) *Hansard's*, vol. 183, col. 1432.
41) *ibid.*, col. 1433.
42) *ibid.*, vol. 187, col. 561.
43) 1908年児童法の訳は, 法曹会編『少年保護制度参考書』1921. を参考にした。
44) *Hansard's*, vol. 187, col. 578.
45) *ibid.*, vol. 195, col. 222.
46) *ibid.*, col. 223.
47) *ibid.*, col. 224.
48) *ibid.*, vol. 186, col. 1254.
49) *ibid.*, vol. 195, col. 220.
50) *ibid.*, col. 221.
51) *ibid.*, vol. 187, col. 575.
52) Simon, B., *op. cit.*, p. 278 (成田訳, p. 312)
53) *Hansard's*, vol. 186, col. 1256.
54) *ibid.*, col. 1253.
55) *ibid.*, vol. 195, col. 213.
56) *ibid.*, vol. 194, col. 796.
57) *ibid.*, vol. 187, col. 589.
58) Bowle, J., *op. cit.*, p.65. なお, ボースタルについては, 桑原洋子「イギリスのボースタルにおける矯正教育とコミュニティ・サーヴィス」『犯罪と非行』No. 28 参照。
59) 一番ケ瀬康子, 前掲論文, p. 7。なおこの点では, 同論文が収められている一番ケ瀬編『児童問題講座 1.児童政策』所収の右田喜久恵論文が, 19世紀末から20世紀初頭の児童諸立法の要因として,「レッセ・フェールの検討」と「帝国主義的改良」とに言及していること, が考量されねばならない (p. 225)。
60) 堀尾輝久, 前掲書, p. 147。
61) Simon, B., *op. cit.*, p. 61. (この部分の成田氏の訳は誤訳であると思われる。成田訳, p. 57, 参照。)
62) *Hansard's*, vol. 195, col. 219.
63) Inglis, M.K. *op. cit.*, p. 11.
64) *ibid.*, p. 52.
65) *ibid.*, p. 51.